

# AEO相互承認 活用マニュアル





## はじめに

この冊子は、AEO 輸出入者が扱う貨物について、事業者の皆様が「AEO 相互承認」によるベネフィットを利用しやすくする目的で作成したものです。

AEO 制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認（認定）を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。

この AEO 制度は、現在世界 90 以上の国・地域において導入されていますが、同等の要件等を有する二国間において、それぞれの AEO 制度（AEO 事業者）を相互に承認するのが「AEO 相互承認」です。これにより、国際物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、一層の貿易円滑化を推進していくことを目指しています。

日本は現在、13 の国・地域と AEO 相互承認を実施しています。この相互承認は、世界 180 を超える国・地域が加盟する税関関連の国際機関「世界税関機構（World Customs Organization: WCO）」においても、AEO 制度における一つのゴールとされており、これまでに世界で 110 近い取決めが結ばれてきています。

本マニュアルについてご意見・ご要望がございましたら、当センターまでお寄せください。

2022 年 9 月 2 日  
AEO センター

## 1. AEO 相互承認ベネフィットについて

AEO 相互承認（以下「相互承認」という。）は、各国・地域共通のベネフィットとして、AEO 輸出入者が関与する貨物について相手国・地域における税関手続でも審査・検査が軽減されることが挙げられます。

### ◇Column その他の相互承認効果・ベネフィット

地域によっては、以下のような効果・ベネフィットが期待できます。

#### <米国>

米国の AEO 制度（C-TPAT）に関して、米国税関・国境取締局は、米国 AEO 事業者（C-TPAT メンバー）の海外取引企業をバリデーション（検証）する場合に、当該企業が相互承認相手国・地域の AEO 企業であるときは、その資格を受け入れることとされています。

なお、C-TPAT の関係で、日本の AEO 事業者に対して米国税関・国境取締局からバリデーション（検証）に関する連絡があった場合には、日本税関の AEO 部門までご連絡ください。

#### <中国>

##### ・ 連絡窓口の設置

日本の AEO 輸出入者の貨物に対し、中国の通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、日本税関の AEO 部門にご一報をいただければ、中国海関総署に対処を求めます。

##### ・ 迅速な検査

日本の AEO 輸出入者の貨物が、中国の通関手続において検査を受けることとなった場合に、迅速な検査が行われます。

##### ・ 物流混乱時における迅速な通関

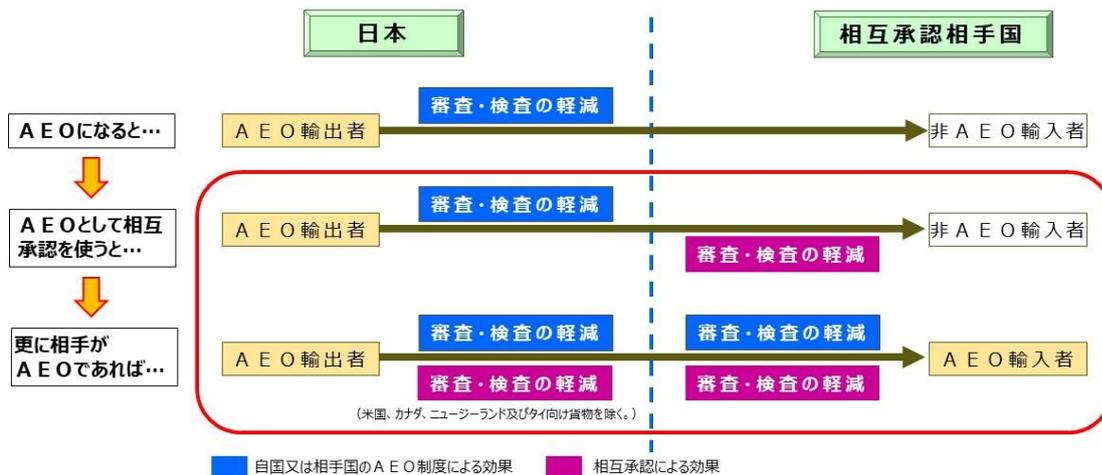
中国で物流の混乱が生じた場合、日本の AEO 輸出者の貨物については、ライフラインの復旧後、可能な限りにおいて迅速な通関が供与されます。

## 2. 税関手続における審査・検査の軽減

### (1) AEO 輸出者の場合

- ① 日本で AEO 輸出者に承認されると、その輸出する貨物に対し、日本での輸出手続において審査・検査が軽減されます（この際、どこの国・地域への輸出かは問いません。）。
- ② また、相互承認の相手国・地域への輸出である場合、この AEO 輸出者としての資格を、同地の輸入者が輸入手続において利用（例：輸入申告において日本の AEO 輸出者用コードを入力）することで、①に加えて相手国税関による審査・検査も軽減されることとなります。
- ③ 更に、相互承認相手国・地域の輸入者も AEO である場合には、日本での輸出手続及び同地での輸入手続において、その取引相手の資格もリスク評価に反映されることとなり、更なる通関手続の円滑化が期待されます。

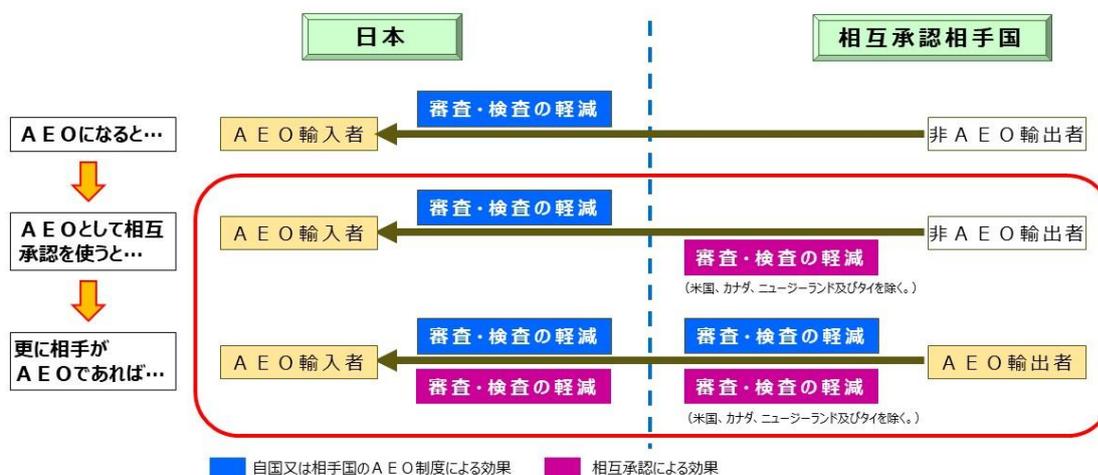
#### ◎ 日本から相互承認相手国・地域へ輸出する場合



### (2) AEO 輸入者の場合

- ① 日本で AEO 輸入者に承認されると、その輸入する貨物に対し、日本での輸入手続において審査・検査が軽減されます（この際、どこの国・地域からの輸入かは問いません。）。
- ② また、相互承認の相手国・地域からの輸入である場合、この AEO 輸入者としての資格を、同地の輸出者が輸出手続において利用（例：輸出申告において日本の AEO 輸入者用コードを入力）することで、①に加えて相手国税関による審査・検査も軽減されることとなります。
- ③ 更に、相互承認相手国・地域の輸出者も AEO である場合には、同地での輸出手続及び日本での輸入手続において、その取引相手の資格もリスク評価に反映されることとなり、更なる通関手続の円滑化が期待されます。

◎ 相互承認相手国・地域から日本へ輸出する場合



◇ Column 相互承認のベネフィットが利用できるのは、輸入手続？輸出手続？

我が国の相互承認では、その多くが相手国・地域の AEO 輸出者又は輸入者の関与する貨物を対象に、自国・地域の輸入手続又は輸出手続のそれぞれにおいて、相互承認のベネフィットの供与を行っています。

ただし、米国、カナダ、ニュージーランド及びタイとの相互承認においては、それらの国々の AEO 制度\*の特徴などにより、相手国の AEO 輸出者の貨物のみを対象とし、それぞれ自国の輸入手続に限りて相互承認のベネフィットを供与することとしています。(これらの国々とは、相手国の AEO 輸入者が関与する貨物であっても、自国の輸出手続では、相互承認のベネフィットを供与していません。)

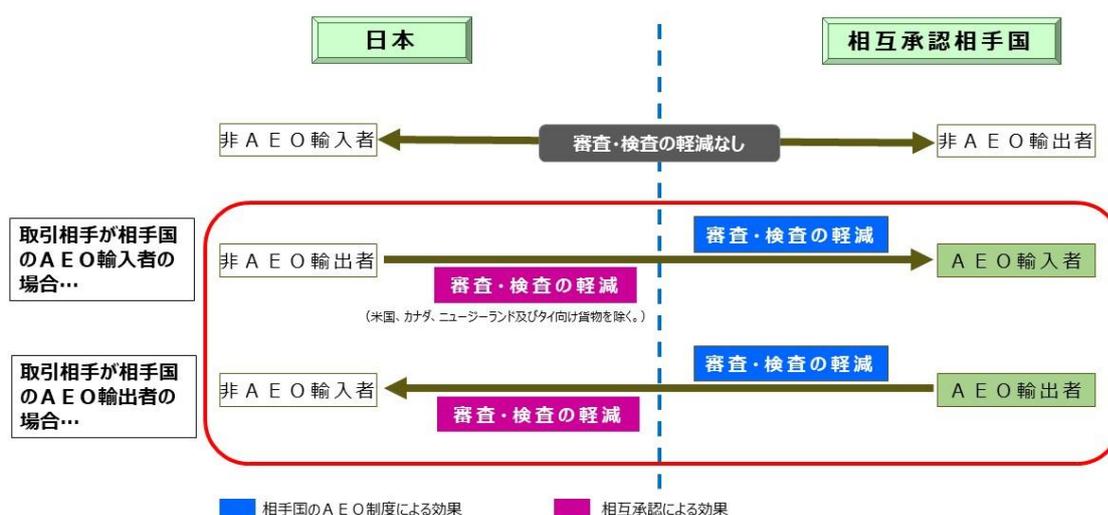
\* 米国：Customs Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT)。輸入者中心のプログラムとして発足。(後に輸出者等にも拡大)

ニュージーランド：Secure Export Scheme (SES)。輸出者が対象。

**(3) ご自身が AEO 輸出者又は AEO 輸入者でなくても、相互承認のベネフィットが得られます。**

AEO の承認を受けていない日本の輸出入者であっても、取引相手が相互承認国・地域の AEO 輸出入者である場合には、相互承認のベネフィットを受けることができます。

例えば、AEO 事業者のうち、AEO 輸出者（特定輸出者）の資格のみ有する場合（輸入手続においては、「非 AEO 輸入者」となる）、また、AEO 輸入者（特例輸入者）の資格のみ有する場合（輸出手続においては、「非 AEO 輸出者」となる）には、それぞれ以下のベネフィットを享受することが可能です。



また、通関業者においても、通関業務の依頼者が AEO 輸出入者であるか否かにかかわらず、依頼者の貨物にかかる取引相手が相互承認相手国・地域の AEO 輸出入者である場合には、当該依頼者の了解の下、その AEO としての資格を日本の輸出入手続において利用することで、間接的に相互承認のベネフィットを得ることが可能となります。

なお、取引相手が、相互承認相手国・地域において AEO 輸出入者なのかを調べる方法は、

- ① 取引相手に直接聞く、又は
- ② 以下に列挙している、取引相手国税関ウェブサイト調べる

の 2 通りの方法があります。

## ➤ 各国・地域の AEO 事業者照会／紹介サイト

- ・ 中国（中華人民共和国海関総署ウェブサイト）

「企业基本情况查询」に会社名を簡体字で入力。「企业管理类别」が「AA」であれば日本との相互承認で AEO と認められる企業です。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302427/302442/qyqk/index.html>

また、こちらのページにはリストが掲載されており、「信用等级」欄に「高级认证企业」とある事業者が、日本との相互承認で AEO と認められる企業です。

<http://credit.customs.gov.cn/ccppwebserver/pages/ccpp/html/directory.html>
- ・ 台湾（台湾関務署ウェブサイト）

（英語版）リンク先の「Progress and Service」-「Query Certified List」で事業者名等を入力の上、検索が可能（業態種別の検索も可能）。「Security and Safety AEO」が日本との相互承認で AEO と認められる企業です。

<https://aeo.customs.gov.tw/portal/aeop27?language=english>

（中国語版）統一編號(法人番号に相当)若しくは会社名で検索する場合は、タブ「查詢合格業者」に切り替えて入力の上、「查詢」をクリックしてください。相互承認対象の AEO 事業者を調べる場合は、タブ「查詢合格名冊」に切り替えた上、「安全認證優質企業」を選択し、「查詢」をクリックしてください（輸出入者など業態別検索も可能）。

<https://aeo.customs.gov.tw/portal/aeop27;jsessionid=5E585D5D3A08EC0FA615BD93FA6E9880.1?language=chinese>
- ・ 香港（香港関税物品税庁ウェブサイト）

[https://www.customs.gov.hk/en/trade\\_facilitation/aeo/list/index.html](https://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/aeo/list/index.html)
- ・ 韓国（韓国関税庁ウェブサイト）

以下リンク先ページ内で、一番上に出てくる「AEO 공인업체 목록」（AEO 認定者リスト）をクリックすると、最新版のリストをダウンロードできるページに移動します。

<https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttList.do?mi=10239&bbsId=2020>
- ・ マレーシア（マレーシア関税局ウェブサイト）

以下リンク先ページ、左バナーにある「List of AEO」を参照。

[http://www.customsgc.gov.my/index\\_aeo.html](http://www.customsgc.gov.my/index_aeo.html)
- ・ シンガポール（シンガポール税関ウェブサイト）

以下リンク先ページ内の「STP-Plus Certified Companies」を参照。

<https://www.customs.gov.sg/businesses/customs-schemes-licences-framework/secure-trade-partnership-stp>

- ・ カナダ（カナダ国境サービス庁ウェブサイト）

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/security-secureite/pip-pep/list-liste-eng.html>

- ・ EU（欧州委員会 税制・関税同盟総局ウェブサイト）

以下リンク先で、事業者名と承認国を入力すると検索可能。

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/eos/aeo\\_consultation.jsp?Lang=en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/eos/aeo_consultation.jsp?Lang=en)

- ・ 豪州（豪州国境警備隊ウェブサイト）

<https://www.abf.gov.au/about-us/what-we-do/trustedtrader/accredited-trusted-traders>

- ・ タイ（タイ税関局ウェブサイト）

以下リンク先ページ、右欄にある「List of Authorized Operators」→「Authorized Importers and / or Exporters」を参照。

[http://aeo.customs.go.th/index.php?lang=en&top\\_menu=menu\\_homepage](http://aeo.customs.go.th/index.php?lang=en&top_menu=menu_homepage)

（これらサイトがリンク切れとなっている場合は税関 AEO 部門にご連絡ください。）

### 3. 相互承認のベネフィットの具体的な適用方法（通関システムへの入力方法）

#### 日本での適用方法

- ① 取引相手（相手国の AEO 輸出入者）に対し、その者が保有している相互承認用コード（5～17桁）を確認して下さい。
- ② 入手した相互承認用コードは、次の表の規則に当てはめて変換し、NACCS で輸出入申告を行う際、海外仕出人（輸入する場合）・仕向人（輸出する場合）の欄に入力して下さい。

相互承認相手国	コード変換規則	
<b>アジア</b>		
中国 AEO輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
	取引相手保有コード	A E O C N 事業者ID
	↓	A E O C N N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub> N <sub>8</sub> N <sub>9</sub> N <sub>10</sub>
	NACCS入力用コード	C N N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub> N <sub>8</sub> N <sub>9</sub> N <sub>10</sub>
		・「AEO」を削除。
台湾 AEO輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
	取引相手保有コード	T W A E O 事業者ID
	↓	T W A E O N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub> N <sub>8</sub> N <sub>9</sub>
	NACCS入力用コード	A T W N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub> N <sub>8</sub> N <sub>9</sub>
		・「AEO」を削除。 ・「A」を挿入。
香港 AEO輸出入者	AEO輸出入者から聞き取った12桁の相互承認用コードを、そのままお使いください。	
韓国 AEO輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	取引相手保有コード	K R A E O 数字
	↓	K R A E O N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub>
	NACCS入力用コード	A N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub> N <sub>7</sub> K R 0 0
		・「KRAEO」を削除。 ・「A」及び「KR00（ゼロゼロ）」を挿入。
マレーシア AEO輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
	取引相手保有コード	M Y 事業者ID H 登録年 連番
	↓	M Y N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> H 1 0 0 0 0 1
	NACCS入力用コード	A N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> 1 0 M Y 0 0
		・「MY」、「H」及び「連番（4桁）」を削除。 ・「A」及び「MY00（ゼロゼロ）」を挿入。
シンガポール STP-Plus輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17
	取引相手保有コード	A E O S G 日 月 年 年 年 連番 英数字
	↓	A E O S G 3 1 1 2 2 0 1 0 0 0 1 1
	NACCS入力用コード	A 3 1 1 2 1 0 0 S G 0 1
		・「EOSG」、「西暦（上2桁）」及び「英数字（1桁）」を削除。 ・「SG」を挿入（連番1・2桁目の間）。
タイ AEO輸出入者	桁数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	取引相手保有コード	T H I E 登録年 連番
	↓	T H I E N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub>
	NACCS入力用コード	A 0 T H I E N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> N <sub>6</sub>
		・「A0（ゼロ）」を挿入。

相互承認相手国	コード変換規則																																																								
<b>米州</b>																																																									
<b>米国</b> C-TPAT輸出者	C-TPAT輸出入者から聞き取った12桁の相互承認用コードを、そのままNACCSでお使いください。																																																								
<b>カナダ</b> PIP輸出者	<p>○ PIP輸出者から聞き取った相互承認用コードが12桁の場合は、そのままお使いください。</p> <p>○ PIP輸出者から聞き取った相互承認用コードが5桁の場合は、以下のように変換してください。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>桁数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>取引相手保有コード</td> <td colspan="5">5桁のコード</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>N<sub>1</sub></td> <td>N<sub>2</sub></td> <td>N<sub>3</sub></td> <td>N<sub>4</sub></td> <td>N<sub>5</sub></td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>NACCS入力用コード</td> <td>A</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>N<sub>1</sub></td> <td>N<sub>2</sub></td> <td>N<sub>3</sub></td> <td>N<sub>4</sub></td> <td>N<sub>5</sub></td> <td>C</td> <td>A</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">・「A00（ゼロゼロ）」及び「CA00（ゼロゼロ）」を挿入。</p>	桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	取引相手保有コード	5桁のコード												↓	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>								NACCS入力用コード	A	0	0	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	C	A	0	0				
桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																													
取引相手保有コード	5桁のコード																																																								
↓	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>																																																				
NACCS入力用コード	A	0	0	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	C	A	0	0																																													
<b>欧州</b>																																																									
<b>EU</b> AEO輸出入者	EU輸出入者から聞き取った12桁の相互承認用コードを、そのままNACCSでお使いください。																																																								
<b>英国</b> AEO輸出入者	英国輸出入者から聞き取った12桁の相互承認用コードを、そのままNACCSでお使いください。（英国のAEO輸出入者が保有する12桁のコードは、日EU・AEO相互承認で利用されていたコードから変更はありません）																																																								
<b>大洋州</b>																																																									
<b>豪州</b> ATT輸出者	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>桁数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>取引相手保有コード</td> <td>A</td> <td>U</td> <td colspan="11">事業者ID</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>A</td> <td>U</td> <td>N<sub>1</sub></td> <td>N<sub>2</sub></td> <td>N<sub>3</sub></td> <td>N<sub>4</sub></td> <td>N<sub>5</sub></td> <td>N<sub>6</sub></td> <td>N<sub>7</sub></td> <td>N<sub>8</sub></td> <td>N<sub>9</sub></td> <td>N<sub>10</sub></td> <td>N<sub>11</sub></td> </tr> <tr> <td>NACCS入力用コード</td> <td>A</td> <td>N<sub>1</sub></td> <td>N<sub>2</sub></td> <td>N<sub>3</sub></td> <td>N<sub>4</sub></td> <td>N<sub>5</sub></td> <td>N<sub>6</sub></td> <td>N<sub>7</sub></td> <td>N<sub>8</sub></td> <td>N<sub>9</sub></td> <td>N<sub>10</sub></td> <td>N<sub>11</sub></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">・「U」を削除。</p>	桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	取引相手保有コード	A	U	事業者ID											↓	A	U	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>	NACCS入力用コード	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>	
桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13																																												
取引相手保有コード	A	U	事業者ID																																																						
↓	A	U	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>																																												
NACCS入力用コード	A	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>	N <sub>11</sub>																																													
<b>ニュージーランド</b> SES輸出者	SES輸出者から聞き取った12桁の相互承認用コードを、そのままNACCSでお使いください。																																																								

### 相互承認相手国・地域での適用方法

- ① 御社の相互承認用コード（17桁又は14桁）を取引相手に通知して下さい。なお、相手国により相互承認用コードが変わることがありますので、詳しくはAEOの承認を受けた税関の担当者にお問い合わせください。
- ② 取引相手が、以下の方法で、相互承認相手国・地域における税関手続（輸出入）で利用してください。

相互承認相手国	相手国での輸入申告時	相手国での輸出申告時
アジア		
中国	<p>「日本のAEO事業者相互承認用コード」を次の①、②のいずれかの欄に入力することでベネフィットを受けることができます。なお、①と②の両方の欄へ入力することで最大限のベネフィットを受けることができます。</p> <p>①輸入申告書の「海外荷送人」（中国語で“境外发货人”）欄における「海外荷送人AEO企業コード」の欄  ②マニフェスト情報を税関に電子データで送信する際、海運・空運マニフェストの「荷送人AEO企業コード」の欄</p>	<p>「日本のAEO事業者の相互承認用コード」を輸出申告書の「海外荷受人」欄に入力することでベネフィットを受けることができます（海運・空運マニフェストへの入力は不要です）。</p>
台湾	<p>輸入申告時に、輸入申告フォーム（NX5105）の第30欄「賣方AEO編號」に「日本のAEO事業者相互承認用コード」（17桁）を入力することで、ベネフィットを受けることができます。</p>	<p>輸出申告時に、輸出申告フォーム（NX5203）の第26欄「買方AEO編號」に「日本のAEO事業者相互承認用コード」（17桁）を入力することで、ベネフィットを受けることができます。</p>
香港	<p>取引相手に通知しなくても、正しい情報により申告されれば適用されます。</p>	<p>取引相手に通知しなくても、正しい情報により申告されれば適用されます。</p>
韓国	<p>以下の要領でベネフィットを受けることができます。</p> <p>① 御社の相互承認コードを在韓国の取引相手に通知する。  ② 取引相手に対し、御社の「海外取引先番号（符号）」が発給される。  ③ 取引相手は輸入申告時に、御社「相互承認コード」及び「海外取引先番号（符号）」を通関システムに入力する。</p>	<p>通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください（まずは皆様の相互承認コードを韓国の取引相手にお知らせください。）。</p>
マレーシア	<p>通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください（まずは皆様の相互承認コードをマレーシアの取引相手にお知らせください。）。</p>	<p>通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください（まずは皆様の相互承認コードをマレーシアの取引相手にお知らせください。）。</p>
シンガポール	<p>TradeNetでの輸入申告において、以下の通り入力することでベネフィットを受けることができます。  「Customs Procedure Code（CPC）」欄：「AEO」  「Processing Code 1（PC1）」欄：「JP」  「Processing Code 2（PC2）」欄：「日本のAEO事業者相互承認用コード」</p>	<p>通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください（まずは皆様の相互承認コードをシンガポールの取引相手にお知らせください。）。</p>
タイ	<p>輸入申告時に、輸入申告フォームに以下の通り入力することでベネフィットを受けることができます。  「MRA Country Code」欄：「JP」  「AEO(MRA) Reference number」欄：「日本のAEO事業者相互承認用コード」（17桁）  「AEO Exporter Name」欄：「特定輸出者一覧に掲載されている英名」</p>	<p>（ベネフィット適用なし）</p>

相互承認相手国	相手国での輸入申告時	相手国での輸出申告時
<b>米州</b>		
米国 カナダ	取引相手に通知しなくても、正しい情報により申告されれば適用されます。	(ベネフィット適用なし)
<b>欧州</b>		
EU	マニフェスト事前申告 (Entry Summary Declaration) または税関申告 (Customs Declaration。マニフェスト事前申告に代替される場合) において、TARICコード*1「Y031」及び「日本のAEO事業者相互承認用コード」(14桁) を入力することでベネフィットを受けることができます。	税関申告 (Customs Declaration) またはマニフェスト事前申告 (Exit Summary Declaration。税関申告が要求されなかった場合) において、TARICコード*1「Y031」及び「日本のAEO事業者相互承認用コード」(14桁) を入力することでベネフィットを受けることができます。
英国	<p>① 日本のAEO輸出入者の方は、日英AEO相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください (日EU・AEO相互承認用コードを既にお持ちの方は、同じコードを利用できます)。</p> <p>② 日英AEO相互承認用コードを英国の取引相手にお知らせ下さい。</p> <p>③ 英国の輸出入者が、そのコードを事業者名とともに輸出入手続の際に使用することで、英国での通関において、皆様の貨物がAEO相互承認のベネフィットを受けることができます。</p>	<p>① 日本のAEO輸出入者の方は、日英AEO相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください (日EU・AEO相互承認用コードを既にお持ちの方は、同じコードを利用できます)。</p> <p>② 日英AEO相互承認用コードを英国の取引相手にお知らせ下さい。</p> <p>③ 英国の輸出入者が、そのコードを事業者名とともに輸出入手続の際に使用することで、英国での通関において、皆様の貨物がAEO相互承認のベネフィットを受けることができます。</p>
<b>大洋州</b>		
豪州	通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください (まずは皆様の相互承認コードを豪州の取引相手にお知らせください。)	通関システムへの入力要領等は現地税関当局にお問い合わせください (まずは皆様の相互承認コードを豪州の取引相手にお知らせください。)
ニュージーランド	取引相手に通知しなくても、正しい情報により申告されれば適用されます。	(ベネフィット適用なし)

\*1 TARIC コード：EU の共通関税率や、自主的関税停止や関税割当といった貿易政策による措置、関連規定などは「EU 統合関税率 (TARIC : Integrated Tariff of the European Union)」と呼ばれるデータベースにまとめられている。日本の AEO 輸出入者が EU においてベネフィットを受けるためには、マニフェスト事前申告もしくは税関申告の TARIC コード所定欄に「Y031」が入力される必要がある。

(注) 本表は、各国・地域の税関のホームページに掲載されている情報を基に整理したものです。より正確な情報は、各国・地域の税関当局にお問い合わせください。

・ 中国（参考）

[www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/2059813/index.html](http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/2059813/index.html)

・ 台湾

[https://aeo.customs.gov.tw/portal/aeop07\\_0;jsessionid=36648A820AFCDDDB9E2628474FF9F9624.1?!language=chinese](https://aeo.customs.gov.tw/portal/aeop07_0;jsessionid=36648A820AFCDDDB9E2628474FF9F9624.1?!language=chinese)

・ 韓国

<https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2889&nttSn=15528#viewer>

・ シンガポール

[https://www.customs.gov.sg/documents/businesses/Factsheet%20on%20MRA%20\(updated%20June%202020\).pdf](https://www.customs.gov.sg/documents/businesses/Factsheet%20on%20MRA%20(updated%20June%202020).pdf)

・ EU

[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/policy\\_issues/customs\\_security/aeo\\_mra/pr\\_aeo\\_japan.pdf](https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/policy_issues/customs_security/aeo_mra/pr_aeo_japan.pdf)

(参考) 世界の AEO 相互承認締結状況

2022年4月時点で、我が国は米国、EUを含む13の国・地域との間で相互承認に署名しています。相手国・地域と我が国との経済的な結び付き等を考慮しつつ、相互承認の実施に向けた取組みを積極的に推進しています。

締結年月	国	締結年月	国	締結年月	国
2007年6月	ニュージーランド-米国	2015年10月	韓国-インド	2019年4月	中国-モンゴル
2008年5月	日本-ニュージーランド	2015年11月	スイス-ノルウェー	2019年4月	中国-ウルグアイ
2008年6月	カナダ-米国	2015年12月	ドミニカ共和国-米国	2019年4月	メキシコ-イスラエル
2008年6月	ヨルダン-米国	2015年12月	韓国-台湾	2019年5月	UAE-サウジアラビア
2009年6月	日本-米国	2016年3月	香港-マレーシア	2019年6月	シンガポール-ニュージーランド
2009年9月	EU-ノルウェー	2016年5月	カナダ-メキシコ	2019年6月	日本-豪州
2010年6月	日本-カナダ	2016年7月	ニュージーランド-豪州	2019年6月	イスラエル-香港
2010年6月	カナダ-韓国	2016年8月	日本-香港	2019年6月	カナダ-香港
2010年6月	カナダ-シンガポール	2016年12月	韓国-タイ	2019年6月	カナダ-ニュージーランド
2010年6月	日本-EU	2016年12月	ブラジル-ウルグアイ	2019年7月	中国-UAE
2010年6月	韓国-シンガポール	2017年1月	中国-スイス	2019年8月	セルビア-北マケドニア
2010年6月	韓国-米国	2017年7月	カナダ-豪州	2019年9月	韓国-モンゴル
2011年1月	EU-スイス	2017年7月	韓国-豪州	2019年10月	ブラジル-中国
2011年5月	日本-韓国	2017年7月	韓国-UAE	2019年11月	アルゼンチン-ウルグアイ
2011年6月	韓国-ニュージーランド	2017年7月	カナダ-イスラエル	2019年12月	コロンビア-コスタリカ
2011年6月	日本-シンガポール	2017年7月	香港-豪州	2019年12月	バーレーン-サウジアラビア
2012年5月	EU-米国	2017年10月	韓国-マレーシア	2020年2月	インドネシア-韓国
2012年6月	中国-シンガポール	2017年11月	イスラエル-中国	2020年9月	ボリビア-ブラジル
2012年11月	米国-台湾	2017年11月	豪州-中国	2020年10月	ブラジル-ペルー
2013年6月	韓国-中国	2017年11月	ニュージーランド-中国	2020年12月	日本-英国
2013年7月	台湾-シンガポール	2017年12月	ウルグアイ-韓国	2020年12月	ニュージーランド-台湾
2013年10月	中国-香港	2017年12月	ペルー-韓国	2020年12月	香港-メキシコ
2013年11月	香港-インド	2018年3月	ウルグアイ-ペルー	2020年12月	中国-英国
2013年12月	イスラエル-台湾	2018年4月	コスタリカ-メキシコ	2020年12月	EU-英国
2014年2月	香港-韓国	2018年4月	ウルグアイ-ボリビア	2021年1月	米国-英国
2014年3月	韓国-メキシコ	2018年5月	豪州-シンガポール	2021年2月	中国-セルビア
2014年6月	韓国-トルコ	2018年6月	香港-ニュージーランド	2021年4月	豪州-タイ
2014年6月	日本-マレーシア	2018年6月	シンガポール-タイ	2021年5月	台湾-グアテマラ
2014年6月	香港-シンガポール	2018年9月	ペルー-米国	2021年5月	中国-チリ
2014年6月	イスラエル-米国	2018年9月	豪州-台湾	2021年5月	中国-イラン
2014年10月	メキシコ-米国	2018年10月	日本-中国	2021年5月	中国-ウガンダ
2014年11月	中国-EU	2018年11月	日本-台湾 (注)	2021年6月	スイス-英国
2014年12月	シンガポール-米国	2018年12月	インド-台湾	2021年9月	米国-インド
2015年3月	イスラエル-韓国	2019年4月	韓国-カザフスタン	2022年4月	日本-タイ
2015年4月	ドミニカ共和国-韓国	2019年4月	中国-ベラルーシ		
2015年6月	香港-タイ	2019年4月	中国-カザフスタン		

(注)台湾との取決めは、民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め